報道資料

平成 28 年 9 月 9 日

【緊急！】消費者トラブル注意報　第60号

公的機関を名乗る人からの電話で、**「還付金があるのでＡＴＭに行って受け取るように」**と言ってＡＴＭに行かせて、お金の受け取りではなく、振り込みをさせようとする事案が報告されています。

- 社会保険庁や県庁・市役所などの公的機関を名乗り、「還付金がありますので、ATM で受け取りをしてください。」と言って、ATM から振り込みをさせて、現金をだまし取ろうとするケースが報告されています。
- 熊本県警も、９月１日付の「ゆっぴー安心メール」で「還付金詐欺に関する電話が多発している」という注意報を出しています。
- 公的機関が ATM に行くように指示をすることはありません。
- 公的機関が電話で個人情報（口座番号、預金額、家族構成、等）を尋ねることはありません。

消費者の皆様へのアドバイス

◎公的機関を名乗ったこのような電話があった場合には、相手から教えられた番号には電話をせず、①当該公的機関の代表電話にこちらから電話をして確認する、または、②県や市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口、警察署等に相談しましょう。

※ 少しでも怪しいなと思った時は、県や市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

■熊本県消費生活センター　相談電話　096-383-0999

（相談受付時間：平日及び日曜日の午前９時から午後５時まで）

【問合せ先】
熊本県環境生活部県民生活局　消費生活課
古庄、上田、秋田　Tel:096-333-2308